

## 令和4年第3回神崎町議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和4年9月6日(火曜日) 午前10時01分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 神崎町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第4 議案第2号 神崎町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第5 議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議について
- 日程第6 議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 令和4年度神崎町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第6号 令和4年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第7号 令和4年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第8号 令和4年度神崎町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第11 認定第1号 令和3年度神崎町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 令和3年度神崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 令和3年度神崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 令和3年度神崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 令和3年度神崎町水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 報告第1号 令和3年度健全化判断比率について
- 日程第17 報告第2号 令和3年度資金不足比率について

---

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	椿	等	君	2番	大原	秀雄	君
3番	高柳	智	君	4番	荒井	葉一	君
5番	鈴木	節子	君	6番	木内	直樹	君
7番	石橋	伸一	君	8番	高橋	正剛	君
9番	石井	正夫	君	10番	寶田	久元	君

---

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	椿	等	君						
教	育	長	小川	泰求	君	総務課長	久保木豊吉	君		
総	務	課	主幹	澤田	達也	君	総務課主幹	池上至人	君	
町	民	課	長	浅野	憲治	君	まちづくり課長	石井達矢	君	
まち	づくり	課	担当課長	石橋	正彦	君	保健福祉課長	廣瀬	裕	君
保健	福祉	課	主幹	奥山	晴美	君	教育課長	金田	智	君
会計	管理者	(出納室長)		高橋	誠一	君				

---

職務により出席した者

事務局 長 本宮 賢 君 書 記 花嶋 三永 君

## ◎開会の宣告

○議長（大原 秀雄君） おはようございます。令和4年第3回神崎町議会定例会にご出席いただき、ご苦労さまです。

本定例会も、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、議場でのマスク着用のご協力をお願いいたします。また、換気のため、傍聴者の出入り口と議長席の後ろの扉及び議場左右の両扉を開放いたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、8月29日に行われた議会運営委員会において、本定例会の運営について協議した結果、会期は本日から16日までの11日間とし、7日から14日までは休会として、この間に各常任委員会で決算の審査を行うこととなりました。議事運営につきまして格別のご協力をお願いいたします。

（午前10時01分）

---

## ◎開議の宣告

○議長（大原 秀雄君） ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回神崎町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 秀雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、1番 椿 等議員、3番 高柳 智議員を指名します。

---

## ◎日程第2 会期の決定について

○議長（大原 秀雄君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月16日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(大原 秀雄君) 異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

---

### ◎行政報告、香取広域市町村圏事務組合議会報告

○議長(大原 秀雄君) ここで、町長より行政報告、香取広域市町村圏事務組合議会議員から議会報告の申出がありますので、順次、報告を受けることといたします。

最初に、町長からの行政報告の申出を許します。

椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 本日は、9月定例議会を招集いたしましたところ、議員の皆様、全員のご出席をいただき、ご苦労さまでございます。

ただ今、議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策については、感染力が強い変異株、オミクロンB A. 5による過去最大の第7波は、連日、感染者数の記録更新が報道されるなど、依然として高止まり傾向が続いています。蔓延防止措置等の行動制限を行わない夏休み後の感染状況は、医療体制の崩壊が心配されるなど、感染抑制に歯止めがかからない状況であります。

千葉県では、8月28日現在の累計感染者数が84万1,050人、直近1週間平均の新規感染者数が6,658人で、前週比0.98と、ほぼ横ばいの推移となっております。病床使用率も64.9%と、国の目安50%を超え、医療提供体制の逼迫が続いている状況であります。

本町における感染者の状況は、県発表によると、9月1日現在の感染者数、累計で467人、入院中2人、自宅・ホテル療養39人という状況で、県内では最少の感染者の数となっております。

こうした中、感染抑制のためのワクチン接種ですが、本町の接種状況は、対象者の約90.8%の方が2回接種を終え、3回目は80.9%の方が接種を済ませています。現在進めている4回目接種については、60歳以上の方に対し約66.5%、基礎疾患のある方など94人、合計1,758人が、8月末までに集団接種を済ませています。

なお、本町では、国の方針に沿って、1・2回目接種済みの方を対象に、オミクロ

ン対応改良型ワクチンの接種を10月下旬から集団接種による実施の準備を進めており、今後、接種券の発送や接種体制などの計画が整い次第、町民の皆様にお知らせしてまいります。

また、新たな対応として、コロナ陽性者のうち自宅療養をされている方の不安を軽減するため、親族もしくは知人や近隣に支援できる援助者がいない方で、食糧支援を希望される方を対象に、配食サービスを今月より実施することといたしました。これは、千葉県の配食サービスが、感染者数の急増に伴い、申込みから配達までに時間を要するところから、その間の食糧のつなぎ支援として、自宅療養者に必要な3日分の食糧を無償で提供するもので、今後、町民の皆様にご周知を図ってまいります。

一方、長期化するコロナ禍の影響で、生活困窮に直面する方々の暮らし支援のため、支給を進めている各種給付金については、まず、対象児童1人5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金は、これまで45人分、225万円を給付し、また、住民税非課税もしくは家計急変世帯を対象に、1世帯10万円を給付する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の状況については、現在まで繰越し分と今年度分を合わせ、70件、700万円を給付いたしました。

一方、コロナ感染拡大や円安、ウクライナ情勢などの影響による物価高騰に対する支援策として、補正予算第1号、6月議会で計上いたしました発酵の里こうごき笑顔暮らし応援券を、7月下旬、全町民を対象に配布し、8月15日から加盟店98店でご利用いただいております。コロナ禍での支援対策として、今回第3弾となる笑顔暮らし応援券は、加盟店全店共通で使用できる5,000円分と、中小加盟店専用で使用できる5,000円分ずつづられ、いずれも利用期限は来年の1月31日までとなります。町民の皆様の生活支援と消費拡大による事業者支援、双方につながる事業となりますので、有効にご利用いただければと思います。

今後引き続き、町民の暮らし安定を図る支援対策を講じてまいります。

次に、道の駅関係ですが、道の駅の経営状況については、全員協議会において前年度の決算状況を報告したところでありますが、コロナ感染症流行前は、年間80万人近い来場者にお越しいただいておりました。一昨年は71万人に減少し、多少の落ち着きが見えた昨年は、74万人に回復いたしました。

販売金額に関しては、まとめ買い効果もあり、客単価の上昇から、総額ベースで7億7,000万円と、過去最高の売上げを決算したところであります。

本年度の状況を見ますと、来客数及び売上高はさらに増加傾向となっており、観光需要の回復傾向も表れてきております。

道の駅では、神崎町内産の大豆を使用した納豆や、糀を使用したカレーなど、新商品の取扱いを行っていましたが、昨年から販売を開始した、糀を使用したバウムクーヘンである糀ばあむが、1月当たりの売上高が約180万円と、大人気となっており、商品開発についても積極的に取り組んでいる状況であります。

パーキングエリアとの連携関係については、国で実施している圏央道神崎パーキングエリアの整備につきまして、道の駅第2駐車場脇に現場工事事務所が近々設置される予定となっており、現在、道の駅西側の内回りパーキングエリアに関しては、造成工事が進められ、順調に事業は進捗しております。

また、PA連結に伴う道の駅改修事業に関しましては、現在、建築工事に関する実施設計を進めているところですが、PAとの接点調整を行っていることもあり、本格的な工事は来年、再来年となる予定であります。しかしながら、今回、補正予算に計上しておりますが、本議会で承認をいただきましたら、道の駅搬入車両の動線を確保し、今後の工事を円滑に進めるため、バックヤード進入路の造成工事を先行して着手する方向であります。

次に、防災対策関連ですが、災害対策本部など、防災拠点となる役場庁舎西側斜面の樹木伐採工事を完了いたしました。これは、樹高が高くなり、台風等によって役場庁舎の電源となる送電線に倒木する危険性があったため、スギなどの大木を、合わせて35本、台風シーズン前の8月に伐採処分を行ったものであります。

また、防災機器として、非常用のポータブル電源を新たに4台整備いたしました。これは、現在、非常発電設備が整備されている避難所3か所に加え、利用頻度の高い避難所施設4か所、プラザ、神崎中、神崎小、米沢小に配置し、避難者及び要援護者の医療機器等の稼働にも使用できるポータブル電源といたしました。

なお、9月1日、防災の日にちなんだ防災訓練を、プラザにて職員と関係機関参加のもと実施するとともに、緊急速報を町内にエリアメールの試験発信なども併せて行い、災害時の対応を確認したところであります。

次に、道路改良事業では、主要事業の町道3路線につきまして、6月下旬から、関係地権者に連絡を取り、現在、用地交渉を進めているところであります。引き続き、事業の進捗を図ってまいります。

結びに、今後とも議員の皆様のご支援、ご協力を切にお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（大原 秀雄君） 続いて、香取広域市町村圏事務組合議会報告を許します。

10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 議長のお許しを得ましたので、報告します。

令和4年6月香取広域市町村圏組合議会臨時会の報告をします。

去る6月23日に、令和4年6月香取広域市町村圏事務組合臨時会が、香取市、香取市小見川市民センターにおいて開催されました。

当日の出席者は14名で、定足数に達していましたので、会議は成立しました。

臨時会では、議案第1号から議案第3号を一括議題とし、管理者から提案理由の説明の後、採決に入り、いずれも原案どおり可決されました。

管理者から、報告第1号から報告第2号について報告がありました。

以下、概要を説明いたします。

議案第1号 工事請負契約の締結についての案件は、伊地山クリーンセンターの焼却施設定期整備保守工事1号・3号炉に係る請負契約の締結に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が求められました。

議案第2号 財産の取得についての案件は、老朽化した佐原消防署十六島出張所の災害対応特殊緊急自動車、高度救命処置用資機材を更新するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決が求められました。

議案第3号 財産の取得についての案件は、老朽化した香取市消防団及び多古町消防団の小型ポンプ、軽4輪駆動積載車、デッキバンタイプを更新するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決が求められました。

報告第1号ないし第2号 専決処分の報告についての案件は、消防団車両が火災現場に出動した際に、相手方車両と接触し、損傷させ、物損事故に係る損害賠償の額を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分されました。同条第2項の規定により、議会に報告がありました。

以上、令和4年6月香取広域市町村圏事務組合議会臨時会の報告といたします。

---

### ◎日程第3 議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第3 議案第1号 神崎町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。



議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(大原 秀雄君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第1号 神崎町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、納税者の固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査・決定するために設置する機関で、3名の委員で構成し、任期は3年であります。

坂本直氏は、本審査委員会委員を平成19年10月1日から務められ、この9月30日に任期満了になります。

坂本氏は、5期15年にわたり、中立・公正な立場で委員会の運営に尽力され、また、平成20年より委員長も歴任され、委員として適任であります。引き続き委員として選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、選任の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大原 秀雄君) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

10番 寶田久元議員。

○10番(寶田 久元君) 人事案件ですので、坂本直さん本人がどうこうではありません。非常勤特別職を執行部が選ぶ場合、年齢は見ないわけですか。80代、70代、今の人は皆さん若いですが、今たまたま農協の理事、監事の改選に当たり、私が推薦委員になっているみたいです。そこで、農協の役員は70定年だということです。個人差はありますが、80代、私も70ですが、あと1か月すれば71歳になる。年は隠せませんが、自分ではまだまだ50代だとは思いますが、個々の差はありますが、この年齢については、この坂本さん、固定資産評価委員でなくても、非常勤特別職、神崎町にいろいろありますが、その年齢は見ないわけですか。

○議長(大原 秀雄君) 浅野町民課長。

○町民課長(浅野 憲治君) 寶田議員のご質問にお答えいたします。

ただ今、非常勤特別職のということでしたが、今回の案件、議案について、坂本直さんであります。この委員については特段、年齢についての制限はございません。ただ、継続で委嘱するに当たって、当然、本人と面会いたしております。それで客観的にその方がこの職務に対応できるかどうかという判断の上で、町長判断の上で決定しております。

坂本直さんに当たっては、下総土地改良区の理事長も現役で務めるということで、まだ現役で頑張れる方と判断いたしまして、委嘱に至っております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第3 議案第1号 神崎町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。本案に同意する方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は同意されました。

---

#### ◎日程第4 議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第4 議案第2号 神崎町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第2号 神崎町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、教育委員であります岡野公子さんが、9月30日をもって任期が満了するため、再度任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

岡野さんは、住所が神崎町松崎746番地で、昭和42年7月9日生まれ、55歳であります。平成27年10月1日から、教育委員として、学校教育をはじめ社会教育、文化活動等の振興のために尽力されてきました。また、女性としての視点の立場からも、今後も引き続き本町教育行政の推進にご尽力いただけるものと思っております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(大原 秀雄君) 異議なしと認めます。よって、日程第4 議案第2号 神崎町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(大原 秀雄君) 挙手全員。よって、本案は同意されました。

---

### ◎日程第5 議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大原 秀雄君) 日程第5 議案第3号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(大原 秀雄君) 提案理由の説明を求めます。樺町長。

○神崎町長(樺 等君) 議案第3号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市で構成される4市複合事務組合から千葉縣市町村総合事務組合に対し、令和5年4月1日より公平委員会に関する事務について共同処理したい旨の依頼があり、千葉縣市町村総合事務組合組織団体の数が増加するため、組合規約中、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する団体に関する規定について、所要の改正を行うものでございます。

一部事務組合の構成団体の増減及び規約の変更については、地方自治法の規定により、構成市町村の議会の議決が必要であることから、議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大原 秀雄君) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(大原 秀雄君) 異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(大原 秀雄君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第6 議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大原 秀雄君) 日程第6 議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(大原 秀雄君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、育児休業の取得回数制限の緩和等について条例改正を行うものであります。

改正の内容は、育児休業の取得回数制限の緩和、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和及び非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化となっております。

実施時期につきましては、令和4年10月1日からといたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大原 秀雄君) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

5番 鈴木節子議員。

○5番(鈴木 節子君) 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化とありますが、夫婦交代での取得をする場合は、その分、期間が延びるのでしょうか。

また、特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするということですが、特別な事情というのはどういうものを指すのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の夫婦交代での取得の場合、期間が延びるかというご質問ですが、期間のほうは今までどおり延びることはございません。

夫婦取得の場合の柔軟化の内容であります。これまでは、1歳到達日の翌日から育児休業を始めなくてはならないという条件でありましたのが、1歳到達日の翌日に限らず、夫婦交代で取得ができるようになりました。それが夫婦交代での取得の要件の柔軟化であります。

また、特別な事情がある場合の内容であります。こちらにつきましては、条例の第3条第1項第1号から4号に書かれた内容でございますが、育児休業を取得している職員が2人目の子どもを妊娠し、産休に入った場合、育児休業が取り消されます。その産休に2人目の子が死亡した場合などについて、また育児休業が復活されることとなります。

1点目が以上のような特別な事情がある場合でございます。そのほかに3点ございますが、例えば職員が育児休業中に休職して、育児休業の承認が効力を失った後、またその休職の期間が終了することにより育児休業が復活した場合、以上のような内容が特別な事情として、条例の第3条のほうに書かれてございます。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 議会が始まる前に、議案審議が早く終わっちゃうから、活発な議論をと局長に言われましたが、初歩的なことを聞きます。

まず、私はこの出産、妊娠、育児に関してですが、まず非常勤職員というのはどのような人を指すわけですか。

まだ1つ、2つお聞きします。初歩的なことですからね。時間があるからあれだけでも、産休とって、妊娠、出産、育児で今どのくらいの休みが取れるわけなんですか。これが2点目。改正案についてでは1歳以上だとか何とかということですが。

それと、夫婦交代で、父親も今、産休は取れるわけなんですか。これは別の話になっちゃうけども、1週間くらい前に、大リーグのダルビッシュ投手が第5子を出産したということで産休に入ったというんですが、夫婦交代でというのを、私はその辺のことが分からないので、父親と母親が交代で産休は取れるわけですか。

この3点。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の非常勤職員の内容であります。本町におきましては、会計年度任用職員として任用している職員になります。

2つ目の、育休が産前産後、取れる休暇の内容であります。まず産前休暇が8週間、産後休暇が8週間、その後、育児休業という形で、現在は3年まで取れるようになっております。

3点目の、夫婦交代でということですが、今申し上げましたとおり、男性も女性も非常勤職員、3年まで育児休業のほうは取れるようになっております。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第6 議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第7 議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第7 議案第5号 令和4年度神崎町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第5号 令和4年度神崎町一般会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,310万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,480万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものは、15款、国庫支出金、民生費国庫補助金では、子育て世帯生活支援特別給付金に対する交付金として、40万円を計上いたしました。また、衛生費国庫補助金では、循環型社会形成推進交付金として、105万1,000円を計上いたしました。

16款、県支出金、農林水産業費県補助金では、経営所得安定対策等推進事業交付金として59万2,000円を、農地耕作条件改善事業補助金として179万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

17款、財産収入では、市民農園賃借料として5万3,000円を計上いたしました。

19款、繰入金では、介護保険事業特別会計より、前年度精算分として17万4,000円を計上いたします。

20款繰越金は、4,745万2,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、1款、議会費では、議場掲揚用の国旗及び町旗として、22万1,000円を計上いたしました。

2款、総務費では、神崎ふれあいプラザ管理費として、空調機器修繕のため、108万3,000円を計上いたしました。

3款、民生費では、児童福祉総務費として、コロナ禍の低所得の子育て世帯を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金40万円を計上いたします。

4款、衛生費では、生活排水処理対策事業として、合併浄化槽の設置等に係る補助金を283万4,000円計上いたします。

6款、農林水産業費では、農地集積・集約化対策事業として、県補助金を財源とした農地耕作条件改善に向けた農業用排水路の改修のため、280万円を計上いたしました。

7款、商工費では、観光交流拠点づくり事業として、道の駅改修に向けた設計委託料と合わせて395万9,000円を計上いたしました。

8款、土木費では、道の駅改修事業として、今年度実施予定であった水路ボックス新設工事の予算を組み替え、一部土木工事を実施するため、6,000万円を計上いたします。

10款、教育費では、体育・スポーツ振興事業として、第2回神崎発酵マラソン大会に向けた実行委員会補助金として、678万9,000円を計上いたしました。

そのほか、ウクライナ情勢等を起因とした電気料金の値上がりに対応するため、各施設の光熱水費を増額補正しております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 3点ございます。

まず、9ページ、過誤納付金、こちらが補正されていますが、主な要因を教えてください。

続きまして、11ページ、市民農園賃借料とございます。これは歳入のほう、土地賃借料でも同額で計上されていますが、こちらは新規事業だと思います。内容を教えてください。

続きまして、最後です。13ページ、マラソン大会の補助金ですが、たしか決算、この間の大会の決算だと約1,700万、そのうちの1,000万が補助金だったと思うんですが、来年度に向けて678万9,000円で不足しないでしょうか。

この3点です。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

9ページの税務総務費、償還金、利子及び割引料20万円の計上ですが、これにつきましては、個人の住民税が主なものですが、還付が増加しているということです。法人におきましては、予定申告から確定に変わった際に、マイナスで還付が発生する、個人におきましては、過去の年分に遡るものを含めまして、修正申告等が上がったことによって還付が発生いたします。

現在の執行残が、当初予算210万円に対して、2万4,000円ほどの残になっております。例年の執行状況から見まして、今後、こういった還付が発生すると見込みまして、計上いたしました。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石橋 正彦君） 高柳議員のご質問にお答えさせていただきます。

市民農園に関しまして、こちら、特定農地貸付法という法律がございまして、2月に町内所在のNPO法人が市民農園を開設したいということで、2月の農業委員会で承認を得た案件になります。今回、地代等の支払い時期が迫ってきたということで、予算計上させていただきました。

農地の所有者と異なる者が市民農園を開設する場合がありますけれども、市町村と開設者が貸付け協定を締結いたします。その上で、農地中間管理機構または市町村が、所有



者と開設者の間に入って、貸借を結ぶ手続が必要です。その中で、中間管理機構、千葉県では千葉県園芸協会が行っておりますけれども、こちらがこの市民農園の関連に取り組んでいないということから、今回、町が所有者から農地を借り受け、市民農園開設者に貸付けをするという手続を行いました。歳入歳出ともに同額の賃貸料を予算計上したところです。

なお、市町村が貸借権を設定して市民農園を開設するという、こういった事例につきましては、現在、千葉県内では本案件だけというような状況になっております。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 金田教育課長。

○教育課長（金田 智君） マラソン大会の補助金ということで、お答えいたします。

まず、昨年度決算額、第1回決算額が1,680万で、今年が予算額1,555万円ということで計上してございます。

この差額約125万円ですけれども、第1回大会のときに結構、備品関係がそろいましたので、それは第2回目の大会には流用がきくというところで、減額させていただきました。他方、収入の部分につきましては、参加費、第1回大会は1,500名参加ということでしたけれども、2回の大会につきましては2,000人を見込んでおります。参加費が750万円の収入を見込むということでございます。それから繰越金が76万円、それから協賛金、こちらが前年度と同じ50万円ということで、この3つを足して1,555万円との差額、これが876万1,000円ということで計上してございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） すみません、先ほど私の発言の中で、個人の場合、修正申告と申し上げましたが、正確には更正の請求という手続になります。訂正いたします。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

1番 椿 等議員。

○1番（椿 等君） 2点ほど質問並びに説明を求めたいと思います。

まず1点目、8の2の1、道路維持管理費ということで、今回補正で一般財源より1,010万追加になっております。本年予算の8の2の1を見ると、委託費で確かに2,200万ほどございます。それで今回の1,000万が今まで工事に対して多分それでは収まらない、もっと多くかかってしまうということから上げられたというように先般、説明ありましたけれども、もともと委託料、2,000万しかないんです。

その2,000万の内訳は、新規の橋梁点検、擁壁点検、これらの部分が1,200万ほどございます。そうすると、元の委託費は1,000万しかない。その1,000万しかない中に1,100万、倍以上ということになるんですけども、この場所については、高谷地先というように聞いておりますけれども、1,000万が2,000万になるという、その内容が果たしてどうかなということについての回答を求めたい。

2つ目、同じように土木関連ですけれども、道の駅の水路ボックスカルバート、令和4年度の新規事業ということで、幾つかの新規事業がありましたけれども、それらが今回4,500万、当初事業をなくしてしまう。それで新たに道の駅の改修工事に伴う搬入路の整備、6,000万上げられました。将来的にはこのボックスカルバート工事はやらざるを得ない。それもなるべく早めにやるしかない。6,000万の事業は6,000万の事業として必要だ。分かるんですけども、この4,500万を減らす意味が、当年度としてあるのかどうなのか、この2点についてお伺いしたい。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） まず1点目ですが、道路維持管理事業の委託料の関係でございます。

道路維持補修作業委託料ということで、今回1,010万円の予算を追加で補正させていただくという内容でございます。これにつきましては、当初予算の額が約930万円でございますので、倍増するというご指摘でございます。

当初予算の考え方としまして、例年の実績を踏まえて、それに足りるように当初予算というのは考えるんですが、全体的な財源のバランスを考えまして、100%を計上していないというのが実情でございます。考え方としましては、月額120万程度を年間で考えまして、その約7割ということで当初予算のほうは計上してございます。残りにつきましては、例年この9月、交付税、あるいは繰越金などが確定して、財源が見えた段階で、改めてその際の実績を踏まえて追加計上するという形を例年、取ってございます。

その関係で今回、実績を踏まえたと、月額で約160万程度、実際かかっているということで、今回その分を考慮しまして、1,010万円の増額補正とさせていただいたということでございます。

続いて、2点目の道の駅の改修土木工事6,000万の追加に合わせて、当初計上しておりました水路ボックス新設工事4,500万円を減額するという内容でございます。これにつきましては、椿議員おっしゃるとおり、水路ボックスについても執行したいというところでございまして、当初はほかの工事と切り離しての施工が可能ということ

で、水路ボックスを当初予算に計上させていただいて、他の工事の進捗度合いにかかわらず執行できるということで、まず先行して実施できるということで計上させていただきました。

その後、全体の施工計画を考える上で、工事車両の進入路を先行する必要があるということ、今回、土木工事で造成工事のほうを先行してやる経費を計上させていただいたということでございます。

この事業は、まず国庫補助金を活用した事業ということで、配分額の追加というのは今後、今年度はもうできないという状況でございますので、補助金の効果的な活用ということを考えますと、当初予算で計上しておいた水路ボックス工事につきましては、今の段階では一旦減額させていただきまして、しかるべき時期、財源が見えてきた時期に改めて計上して執行し、事業の進捗を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 関連で申し訳ないんですけども、高谷地先の排水路工事、これらについて、おおむね1,000万、余計にかかってしまうんじゃないかなというように協議会のときの説明は受けました。もし仮に単独のその地域、内容が分かるものであれば、本来、一般の通常の毎月毎月予算化されたものの中でなく、当初予算の中で、この工事だという場所、工事、それらを指定した中で予算立てをしてもらいたい。今年度はこれでオーケーしますけども、次年度以降はそのような予算立てをお願いしたい。

2つ目、水路ボックスカルバートについては、将来的には国庫からの何割かの補填が見込めるという今、趣旨説明がありましたけれども、今回の搬入工事の6,000万については全額、自前の予算ということになってはいますが、これについての県、国、あるいは、何というんですたっけ、高速道路、何だっけ。JHか。それらから補填等の内容についての明示だとか、あるいはこれぐらいだったら補助できますよとかということはないという認識でいいのかな。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） まず、1点目の排水路の整備に関しましては、すみません、先ほど説明、ちょっと漏れてしまったんですが、こちらの土木費のほうの予算ではございません。農業の予算になりますので、当初予算のほうにはこちらは盛り込んでございません。

2つ目の、道の駅の土木工事の財源につきましては、当初予算でおよそ2,500万円

ほど、国庫補助の歳入を見込んでおります。それについては、配分がされる予定ですので、6,000万のうち2,500万円程度は補助金を受けられるという状況になっております。

また、それ以外の財源につきましては、空港交付金をはじめ、今、要望を上げて相談しているという状況ですので、現段階では確定したものはございませんので、何も申し上げられませんが、その辺については今、要望を上げているというところでございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑は。

5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） マラソン大会についてですけれども、迂回路がなくて困ったという声がありました。駅の北側の地域にほぼ全コースを収めるようにすると、国道356バイパスは通れるといっても、そこへ行くまでの道が通行止めになっていて、行けないと。そうすると、立野、植房を通して成田ないし香取に抜ける道が迂回路になるんでしょうけれども、その案内が不十分で、よく分からなかったそうです。次回は迂回路についてもしっかり考えていただきたいと思います。

○議長（大原 秀雄君） 金田教育課長。

○教育課長（金田 智君） そのようにさせていただきます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

8番 高橋議員。

○8番（高橋 正剛君） 光熱水費、これは電気料ということらしいんですが、各科目で増額補正となっていますが、町全体としては幾らぐらいの増額になっているのか、そして全体では今年度、幾らぐらいの電気料金になるのか、教えていただきたい。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） ご質問にお答えいたします。

今年度、光熱水費ということで、電気代のほうが今かなり高騰しているような状況でございます。各施設ごとに予算を割り振っておりますので、総額にいたしますと、約500万程度追加という形になっております。

もともと当初予算で総額にしますと4,000万程度、取ってございましたので、総額では約4,500万の金額になる見込みでございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 大体、私が質問するようなのは前の議員の人が大体質問しましたが、まず前回の議会で、請願、陳情ですか、議場に国旗、町旗を掲揚するというのが、この補正で出ましたが、これは補正が可決すると、12月の定例には掲揚することになるんですか。いつ頃になりますか。

それと、道の駅関係ですが、建築確認とか改修も補正が大分ありますが、これはP Aハイウエーオアシス構想で、国交省がP Aを造るといって、それに伴う道の駅の拡張のための予算なのか、2点聞きます。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず私のほうからは、国旗、町旗についてご説明させていただきます。今回、この補正予算で国旗、町旗の掲揚にかかる費用を上げさせていただいております。今回、可決していただきましたら、今後、早急に契約等を結びまして、こちらの正面のほうに掲揚させていただく予定でございます。

箇所については、また今後、相談しながらということで行いたいと思います。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石橋 正彦君） 寶田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ただ今、道の駅のほうですけれども、パーキングエリアの連結に関連して、建築の実施設計を行っているところでございます。そちらに関連した建築確認申請の予算計上という形になります。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第7 議案第5号 令和4年度神崎町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第8 議案第6号 令和4年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第6号 令和4年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,420万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入につきましては、5款、県支出金、保険給付費等交付金を20万円計上いたします。

歳出につきましては、1款、総務費、一般管理費で、コクホライン・調交システム改修委託料として、20万円を計上いたしました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第8 議案第6号 令和4年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第9 議案第7号 令和4年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第7号 令和4年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,700万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものは、2款、支払基金交付金では、高額医療合算介護サービス費に係る介護給付費交付金として、26万2,000円を計上いたします。

3款、国庫支出金及び4款、県支出金では、同サービス費に係る介護給付費負担金として、それぞれ19万4,000円と、12万1,000円を計上いたします。

6款、繰入金では、一般会計からの繰入金として、合計40万4,000円を財政調整基金からの繰入金として、22万4,000円をそれぞれ計上いたします。

7款、繰越金では、前年度繰越金として、2,170万1,000円を計上いたします。

歳出の主なものは、1款、総務費では、一般管理費として、介護保険システム改修委託料8万8,000円を計上いたします。

2款、保険給付費では、高額医療合算介護サービス費に不足を生じているため、97万2,000円を計上いたします。

4款、基金積立金では、令和3年度精算金の余剰金として、604万円を計上いたします。

5款、諸支出金では、令和3年度の国及び県への精算金として、1,572万6,000円、一般会計への繰出金として17万4,000円をそれぞれ計上いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 基金積立金604万円、これを積み立てますと、現在高は幾らになるのでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

手元に資料がございませんので、後ほど調べて回答させていただきたいと思います。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） 申し訳ありません。今回、この600万を、約ですけれども、積立てをいたしますと、3年度末の介護保険の財政調整基金が、約2,140万でしたので、2,740万という金額になる見込みでございます。

○議長（大原 秀雄君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 決算上は2,139万ですよ。出ていますよね。約じゃなく。

○議長（大原 秀雄君） 澤田総務課主幹。

○総務課主幹（澤田 達也君） 申し訳ありません。少々お待ちください。

すみません、お待たせいたしました。今回、歳入のほうでも繰入れとして今回、入ってきていますので、そちらを計算しますと、2,720万6,000円という金額になる見込みでございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 今回補正の一番大きな金額、前年度からの繰越金が増えた。それと同時に還付金としての1,300万、介護給付費負担金の返還金、1,300万になっています。通常の年の、通常の場合だったら、1,300万、それほど大きな金額が出るのかなというのが1点。今回の補正でその1,300万が余計になっている、してありますよね。償還金ということになっていますけれども、通常、確かに神崎町、県下、課長、2位だよ、たしかね。県下2位の療養費、かかっているけども、コロナが多い、それに伴って収入が減る。だから返還するんだというような理由も立つんですけども、1,300万円って妥当な数字なんではなかね、一般的には。

○議長（大原 秀雄君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 椿議員のご質問にお答えいたします。

手元に前年度の資料がございませんので、お答えできませんが、年度、年度でそれぞれ予算、歳入歳出、違ってきますので、1,300万が妥当かどうかというのは、ちょっとお答えできないのかなと考えております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(大原 秀雄君) 異議なしと認めます。よって、日程第9 議案第7号 令和4年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(大原 秀雄君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第10 議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大原 秀雄君) 日程第10 議案第8号 令和4年度神崎町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(大原 秀雄君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第8号 令和4年度神崎町水道事業会計補正予算(第1号)の提案理由を申し上げます。

本予算案は、資本的支出の予定額について、松崎地先で進められているパーキングエリアの工事に合わせ、配水管の布設を行うための建設改良費として、工事材料費等397万円を増額するものであります。

また、収益的支出の予定額について、今回増額する建設改良費の支出に伴い、消費税額の減額が見込まれることから、支払い消費税額を36万1,000円減額いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大原 秀雄君) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番(寶田 久元君) 建設改良費で397万ですが、この別紙で見ますと、松崎地区に今、点線でなっているのが、これは既に配水になっている。道の駅のほうも点数でなっている。これをなぜつなぐわけですか、赤いところで。それで、今度はどっちから行くようになるわけですか。このまずこれをつなぐ理由と、今度、松崎地区からか、それとも道の駅から水が行くようになるのか、この2点。

○議長(大原 秀雄君) 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長(石井 達矢君) 今回の布設工事の理由でございますが、道の駅が

現在、指定避難所として指定されておいて、防災機能の強化、強靱化を進めるという観点から、道の駅発酵の里こうざきへの給水ルートを一重化するというので、今回の配水管布設工事を、既設のルートとは別にもう一ルート確保するというので、今回、工事をさせていただきたいと考えております。

そういう意味で、道の駅からの既設のルート、道の駅の駐車場の南側に今、通っているルートについては、今後も引き続きメインはこちらのルートでございますが、今後、PAの造成工事が始まることで、一部こちらのルートが一時的に途切れるということもございますので、その際には、今回整備するこちらのルートを活用して、一部仮設という形になろうかと思いますが、断水等せずにPAのほうの事業が進められるように、そちらのほうの活用も考えての今回の工事ということでございます。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 私が聞いているのは、これは青い点線やっているのは今、既に配水管になっているんでしょうが、この赤いところ、これは松崎のほうから道の駅へ送るわけなんですか。

そして、今までの道の駅のほうは、これはそのまんまで、2本になるわけですか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） 議員おっしゃるとおり、既設の現在の松崎集落の北側に通っている既設のルートから、道の駅の方向に配水されるというルートでございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第10 議案第8号 令和4年度神崎町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩とします。議場の時計で13時まで休憩といたします。

（午前11時35分）

---

○議長（大原 秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 1 時00分）

---

◎日程第 1 1 認定第 1 号～日程第 1 5 認定第 5 号

及び日程第 1 6 報告第 1 号から日程第 1 7 報告第 2 号の一括上程、説明

○議長（大原 秀雄君） 日程第11 認定第 1 号から日程第15 認定第 5 号及び日程第 16 報告第 1 号から日程第17 報告第 2 号は、令和 3 年度決算に関するものですので、一括議題とします。

議案等を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） ただ今、議長のご配慮により、認定第 1 号から第 5 号、報告第 1 号及び第 2 号を一括上程させていただくことになりましたので、提案理由を申し上げます。

初めに、令和 3 年度神崎町一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算の認定と事業報告でございます。

決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、監査委員の意見をつけて上程するものであります。なお、決算審査は、7月の20日、21日、25日、27日の4日間で実施していただきました。

令和 3 年度一般会計では、重点事業としまして、新型コロナウイルス感染症対策事業や、道の駅発酵の里こうぎきの改修に向けた測量調査、設計業務をはじめ、町道成田神崎線の道路改良工事や、町道新町25号線の舗装新設工事等の投資的事業を実施いたしました。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計におきましては、適正な保険給付に努めました。

水道事業では、安全な水道水の安定的な供給と、公営企業としての健全経営に努めました。

その他の主要施策の成果及び計数につきましては、お手元に提示したとおりでござ

います。

次に、報告第1号及び第2号について申し上げます。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

各指標につきましては、令和3年度決算に基づき算出したものですが、本町においては、実質赤字及び連結実質赤字はなく、実質公債費比率及び将来負担比率についても、基準を下回っております。また、水道事業においても、資金不足はございません。今後も、引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） ここで、本日、飯田耕一代表監査委員にご出席いただいておりますので、令和3年度決算審査等意見書についてご説明いただきます。

飯田監査委員、よろしくお願いいたします。

○監査委員（飯田 耕一君） 監査委員の飯田でございます。議員の皆さん、ご苦労さまです。

令和3年度神崎町一般会計、特別会計、水道会計について、本年7月20日、21、25及び27日の4日間、監査委員の石橋議員と一緒に決算審査を行いました。その結果を、8月23日付で決算審査の意見書として町長に提出させていただきました。その内容について、概要をご説明させていただきます。少し長くなりますが、よろしくお願いいたします。

決算書に添付されております意見書の写しをご覧いただきたいと思います。全部で18ページ仕様の「決算審査等意見書」というのがお手元にあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

一般会計については、数字の表がありますので、その表に従いながらご説明をさせていただきます。

まず、意見書の6ページをお開きください。6ページの下段のほうに、②年度別財政収支の状況というのがございます。その一番下に、令和3年度の数値があります。令和3年度は、歳入が33億6,332万3,000円、歳出総額が30億9,734万4,000円で、差引き2億6,587万9,000円の剰余金が生じました。翌年度に繰り越すべき財源が、その隣になりますが、1,727万5,000円ありますので、それを差し引いた実質の収支額は、2億4,860万4,000円となりました。

先ほど町長からお話がありましたが、令和3年度は、前年度から引き続き新型コロナ

ナウウイルス感染症対策事業や、道の駅発酵の里こうぎきの改修に向けた測量調査、設計業務をはじめ、町道成田神崎線の道路改良工事や、町道新町25号線の舗装工事等を実施し、経常業務も滞りなく遂行されました。健全財政を堅持しながら、効率的な業務を執行できたことは、評価すべきことと考えます。

また、ここに書いてありませんが、町財源の基礎となります町税の徴収率はかなりの高率で推移していますが、さらに少し上昇いたしました。担当課の徴収努力がうかがえます。不納欠損処分も減少しているところです。その結果、昨年11月に税の徴収率の大幅な向上ということで、県知事表彰を受けられました。県内で1団体だったそうです。大変、荣誉あることだと思います。常任委員会で、町民課のほうからまた報告があるかと思えます。

歳入のほうについて、少し詳しく見てまいりたいと思います。

4 ページ、11款、真ん中辺に地方交付税という欄がありますが、地方交付税は12億2,391万1,000円と引き続き高く、前年度比1億7,121万9,000円の増加となっております。増加の主なもの、ここには書いてありませんが、交付税上の細かい内訳ですが、消防費、社会福祉費、高齢者保健福祉費、それから地域デジタル社会推進費等が増額となっております。

15款、国庫支出金は4億2,574万6,000円で、前年度と比較して5億7,085万4,000円の減額です。これは、新型コロナウイルス感染症対策に係る1人当たり10万円の特別定額給付金が完了し、また、GIGAスクールに係る環境整備事業完了のため、大幅な減額となっております。

また、1款、町税についてですが、昨年度より3,777万4,000円減額となっておりますが、これは、新型コロナウイルス感染症による経済活動・雇用環境への影響により、住民税が個人住民税も法人住民税も減少しております。及び固定資産税については、コロナ関連の特別措置がありました。そのことによる影響によって、税金が3,777万円減少しております。

5 ページをご覧ください。歳出について、款別の数字を見てまいります。

4 款、衛生費ですが、4,594万7,000円増加しております。コロナワクチン接種事業を千葉県内でいち早く開始し、3回の接種を実施したことは、非常に評価できることだと思います。

民生費が1億617万5,000円増加しておりますが、これは、子ども・子育て世帯への給付金事業等による大幅増加によるものです。

2 款、総務費ですが、6億8,076万8,000円減少しております。これは、特別定額給

付金事業が完了したことによるものです。

商工費も1,334万円減少しております。地域経済活性化券の交付事業が、住民生活のみならず、商工業者への支援にもつながっているかと思えます。

10款、教育費では、GIGAスクール関連の備品購入が完了いたしまして、5,643万8,000円の減額となりました。

以上、歳出ですが、限られた財源の中で、効率的な予算執行に努めたことが認められました。

以上、一般会計の主要な項目です。

次に、各特別会計をご説明いたしますが、特別会計については、一般会計と違いまして、表がここにありますので、文章でお話ししたいと思います。

8ページをお開きください。意見書の8ページです。まず、国民健康保険事業特別会計ですが、本会計の決算は、歳入総額7億6,557万円、歳出総額7億2,067万6,000円で、実質収支は4,489万4,000円となっております。

平成30年度から、国民健康保険制度が大幅に改正され、国民健康保険の財政運営の主体が、県が行うことになったため、財政の安定化が図られております。国民健康保険税の現年度分の徴収率は96.3%、滞納繰越分が31.4%で、全体では88.5%となっております。町税と比較しますと、依然、低い状態が続いておりますので、税負担の適正・公平という点からも、徴収対策に一層の努力と工夫が望まれるところです。

また、財政調整基金は1億5,000万円を超えており、会計は安定していると思えます。

今後も、医療費の増加が予想され、事業運営が厳しさを増していく中、特定健診の受診率向上に努め、医療費の低減に努めていくことが必要かと思われます。

9ページをご覧ください。介護保険事業特別会計です。歳入総額6億7,570万3,000円、歳出総額6億5,400万2,000円で、実質収支2,170万1,000円となっております。

介護保険の歳入については、ほとんどが特別徴収ですので、ここに書いていますように、全体では99.2%というような徴収率になっております。年金から特別徴収ということで差し引かれますので、徴収率は高くなっております。普通徴収はほとんどないそうです。

歳出では、保険給付費が令和2年度決算と比較して3,244万7,000円増加しております。今後はさらに高齢者の増加に伴い、保険給付費が増加すると思われますので、介護予防の取組を強化することが、将来の介護給付費の増加を緩和するものと考えます。また、在宅介護のための運動サポーター養成講座等の事業の充実に努めていただきました。

いと思っております。今後、被保険者数、認定者数、サービス利用者、給付費の伸びに注意を払っていく必要があるかと思えます。

9 ページ下段をご覧ください。後期高齢者医療特別会計です。歳入総額8,626万7,000円、歳出総額8,624万8,000円、実質収支1万9,000円となっています。

1人当たり年間医療費が、県内でも高い状態が続いております。後期高齢者健診の受診率の向上により、医療費の低減につながることを期待しております。

10ページをご覧ください。財産の欄です。

土地及び建物については、町営住宅1棟を取り壊しました。

物品については、軽乗用自動車1台を増やしております。計36台となっております。債権には増減がなく、現在高は9万7,000円となっております。早期の回収をお願いいたします。

続いて、基金の状況です。(4)です。基金全体の決算年度末現在高は、23億1万6,000円で、年度中に3億5,176万8,000円の積立て増となりました。増加の主なものは、財政調整基金1億75万8,000円、公共施設整備基金1億7,784万円、国民健康保険財政調整基金3,700万2,000円となっております。運用・保管の方法は、確実かつ有利なものとは判断できませんでした。

11ページの9、結論です。審査の結果、令和3年度神崎町一般会計、特別会計は、その計数に誤りがなく、証書類とも整備され、会計経理も適正に処理されているものと認められました。

財政状況も、経常収支比率79.9%、実質公債比率4.2%と、健全財政が維持されています。

経常収支比率は、昨年の85.8%から一挙に下がりました。

町の財政は比較的、余裕のある状況にあるかと思えます。しかし今後、少子高齢化、人口減少などがさらに進むという町の課題を踏まえまして、事務事業のより一層の工夫・改善や取捨選択がますます必要になってくると考えられます。また、今後、公共施設の大規模改修が予測されるため、公共施設整備基金を順次積み立てていく必要があるかと思われます。活気ある神崎町の創造のため、今後も安定的な財政運営を堅持し、効率的な行財政運営に努められることを期待しております。

13ページをご覧ください。水道会計です。決算及び事業報告が、関係法令に基づき作成されているかを確認するとともに、財政状況並びに主要施策の成果等に留意し、計数の確認、証拠書類等を精査し、関係者から説明を受け、審査しました。

収益的収支は、事業収益2億1,276万9,000円に対しまして、事業費用が1億7,907

万6,000円で、差引き3,369万3,000円の純利益が生じました。

事業収益の主なものは、営業利益として、給水収益1億1,168万円、営業外収益として、給水申込負担金294万円、補助金が3,376万2,000円となっております。

事業費用の主なものは、人件費が3,868万8,000円、経営費が4,248万5,000円、減価償却費が9,151万2,000円、支払利息が612万3,000円となっております。

14ページをご覧ください。資本的収支でございます。資本的収支は、収入3,057万2,000円に対しまして、支出8,062万6,000円で、5,005万4,000円の不足となっております。5,005万「4円」になっておりますが、これは「4,000円」です。お手数ですが千を入れておいていただきたいと思います。

支出の主なものは、建設改良費4,217万8,000円、固定資産取得費111万7,000円、企業債償還金3,733万1,000円となっております。不足額は、消費税及び地方消費税の資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填いたしました。

経営の状況は、令和3年度は、給水世帯数が2,061世帯、前年度に対し19世帯の減となっております。給水人口は4,930人で、前年度に対しまして43人の減となっております。

漏水処理、配水管の布設など軽微な工事は、外部に発注することなく水道課職員の自主施工で実施しており、経費の節減に努めていることは大変評価できることかと思っております。

今後、老朽化した施設の大規模な改修、特に配水管ですが、配水管の改修が今後、長い年月にわたりますが、大きな金額になってくるかと思っております。それから、あと配水池の新設も、場合によると行う必要が出てくるかもしれません。そういったことも予測されることから、収益の向上に努め、自主財源を確保していただきたいと思います。

以上が各会計の決算状況の報告ですが、今年度は、特に全会計を通しまして、契約関係について細かく見させていただきました。その結果について、若干ご報告いたします。特にペーパーはありません。契約全般については、適正に執行されておりますが、一部改善の余地があった事例について、3点報告いたします。

1点目として、随意契約について、複数事業者から見積りを取るべきところを、1者のみの見積書で契約を結んでいた事例がありました。

2点目として、正式にプロポーザル手続を経て契約を結ぶべきところを、複数事業者からのヒアリングによって契約を結んでいた事例もありました。

3点目として、長期継続契約、これは例えば大きな建物を2年、3年で造るとか、



あとはソフトな事業でも3年とか4年継続して契約を結ぶとか、そういった長期継続契約ですが、それについては、契約の初年度に予算書で債務負担行為または継続費の設定をする必要がありますが、そのような設定をせずに、長期の契約を結んでいた事例がありました。

契約については、地方自治法、町の財務規則等に細かな規定があり、全ての契約について規定どおり行くと事務が煩雑になり、非常に大変なことになるので、現場で柔軟に対応しているのが現状だと思います。今回の事例についても、違法とかそういったことではなくて、できるだけ制度趣旨に沿った手続を行ってほしいという意味において、決算審査のときに各担当課の職員の皆さんにその旨をお話ししております。

最後に、16ページを見ていただきたいと思います。先ほど、議会事務局長から細かな数値、それから町長からも報告がありましたが、財政健全化審査意見書についてです。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率等、その判定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたが、財政は、この数字に書いてありますとおり、健全な状態にあります。

また、18ページ、同じように水道事業については、資金不足比率によって調べることになっておりますが、資金不足の状態は、特に問題がありませんでした。

以上で、決算審査等の意見書の説明とさせていただきます。

なお、本年は社会福祉法人及び株式会社道の駅についても、自治法199条第7項により監査を実施いたしました。両団体とも税理士が監査を実施してありまして、町の監査委員が監査というよりも業務状況のヒアリングを中心に行うということになりましたが、特にここで報告すべきことはありませんでした。

以上で監査委員からの報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（大原 秀雄君） 飯田監査委員、ありがとうございました。

以上、認定第1号から認定第5号の審議はこれまでにとどめ、明日7日に総務文教常任委員会、9日にまちづくり厚生常任委員会でそれぞれ審査を行い、質疑、討論、採決は15日に一括で行うことといたします。

---

## ◎散会の宣告

○議長（大原 秀雄君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。本日の会議はこれまでにとどめ、散会したいと思いますが、ご異議  
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(大原 秀雄君) 異議なしと認めます。本日はこれにて散会といたします。

なお、次回は15日午前10時から会議を再開します。長時間ご苦労さまでした。

(午後1時33分)